③　医療機器保守管理体制が整備されていること。
④　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑤　当該技術に必要な機器を設置していること。
⑥　当該療養について五例以上の症例を実施していること。
⑦　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

七十八　内視鏡的大腸粘膜下層剥離術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

早期大腸がん（ＥＭＲ（内視鏡的粘膜切除術をいう。以下同じ。）では一括切除が困難な二センチメートル以上の病変であって、拡大内視鏡診断又は超音波内視鏡診断による十分な術前評価の結果、根治性が期待できるものに限る。）又は腺腫（ＥＭＲを実施した際の病変の挙上が不良なもの又はＥＭＲを実施した後に遺残若しくは再発したものであって、ＥＭＲでは切除が困難な一センチメートル以上の病変のものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら消化器内科、消化器外科、内視鏡内科又は内視鏡外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　消化器内視鏡専門医（社団法人日本消化器内視鏡学会（昭和三十七年五月十四日に社団法人日本内視鏡学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。）であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　消化器内科、消化器外科、内視鏡内科又は内視鏡外科を標榜していること。ただし、当該療養を主として実施する医師が専ら消化器内科、内視鏡内科又は内視鏡外科に従事している場合には、消化器内科、内視鏡内科又は内視鏡外科及び消化器外科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　消化器外科において、医師が二名以上配置されていること。
④　臨床工学技士が配置されていること。
⑤　病床を有していること。
⑥　当直体制が整備されていること。
⑦　緊急の場合における開腹手術を実施する体制が整備されていること。
⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑩　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑫　二十四時間画像診断を実施する体制が整備されていること。
⑬　当該療養について二十例以上の症例を実施していること。
⑭　届出月から起算して六月が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

七十九　実物大臓器立体モデルによる手術支援

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

骨盤、四肢骨又は関節に著しい変形又は欠損を伴う疾患又は外傷

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら整形外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　整形外科専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　整形外科、麻酔科及び放射線科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　臨床工学技士が配置されていること。
④　病床を二十床以上有していること。
⑤　当直体制が整備されていること。
⑥　緊急手術体制が整備されていること。
⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑩　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

八十　無拘束型多点感圧シートセンサを用いた検査

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

閉塞性睡眠時無呼吸症候群が強く疑われる症状（習慣性がある激しいいびき、日中の傾眠等をいう。）及び所見（肥満、薬物療法に対して抵抗性を有する高血圧等をいう。）が認められるもの又は中枢性睡眠時無呼吸症候群が強く疑われる慢性心不全

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら呼吸器内科、循環器内科、神経内科、耳鼻いんこう科又は精神科に従事していること。
②　呼吸器専門医、循環器専門医、神経内科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は精神保健指定医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　呼吸器内科、循環器内科、神経内科、耳鼻いんこう科又は精神科を標榜していること。
②　病床を有していること。
③　医療機器保守管理体制が整備されていること。
④　院内で終夜睡眠ポリグラフィー（携帯用装置を使用するものを除く。）を実施する体制が整備されていること。
⑤　当該療養について三例以上の症例を実施していること。